

当院における新型インフルエンザの対応の基本方針

平成 21 年 9 月 17 日

三友堂病院院内感染対策委員会

当院における新型インフルエンザ対策は、厚生労働省、山形県、置賜保健所の通達ならびに置賜地域新型インフルエンザの医療体制に関する緊急会議（平成 21 年 9 月 8 日）での決定内容に基づき、以下のとおり行うこととします。

I. 新型インフルエンザを疑った場合の対応、患者・家族・一般市民への指導について

（電話、受付窓口等での問い合わせに対する指導内容）

1. 受診前に必ず、病院・診療所に電話をかけるように指導する
2. 夜間や休日に症状が出たときも、比較的落ち着いていれば、すぐに救急外来を受診する必要はないことを理解してもらう：
 - 1) 新型インフルエンザはほとんどのケースでは軽症で回復する
 - 2) 発熱と咳だけ（軽症）で医療機関を受診する必要はない
 - 3) 軽症（重症者については 4. に記載）の場合は、自宅の常備薬（アセトアミノフェン製剤、鎮咳・去痰薬）で十分である
 - 4) 水分摂取と休養を心掛ける
 - 5) とくに救急外来は、重症患者の診療を行う場所であり、休日・夜間に診察が必要な場合は、休日・夜間診療所を受診する
3. ハイリスクの患者は医療機関に相談または受診させる
慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、透析、免疫機能不全（ステロイド投与）、高齢者
ただし、妊婦、乳児は置賜総合病院もしくは米沢市立病院を紹介する
4. 以下の症状がある場合は重症であり、医療機関（かかりつけ医、当院、米沢市立病院、置賜総合病院）を受診させる
呼吸困難、息切れ、息苦しそうにしている
胸痛がある
嘔吐・下痢が続いている、水分がとれない、
症状が長引いて悪化してきた
（こども）落ち着きがない、遊ばない、反応が鈍い
5. 感染した場合の指導内容：
 - 1) 発熱などの症状がなくなっても感染力は続くので、解熱後 2 日目までは外出を避け、自宅で療養すること
 - 2) 学校や職場への復帰は、発熱等の症状が始まった日の翌日から 7 日間は自宅療養とする

3) 潜伏期間は2～4日であり、感染者と接触した後、症状の有無について経過観察を行うこと

6. 予防の基本は、手洗い、うがい、咳エチケット

7. 原則として、診断、治癒証明目的の受診は拒否してよい

なお、そのような事例があった場合は、学校・事業所等へ保健所を介して指導を行うこととなっている

II. 外来での対応

1. スタンダードプレコーション遵守

サージカルマスク、手洗い

患者トリアージ（I-2に記したように軽症者は指導の上、自宅へ帰してよい）

重症者やハイリスク患者は指定の診察室へ誘導し、担当医もしくは救急診察医が診察

2. 軽症のハイリスク患者は厳重フォローアップ

3. 軽症者には、簡易キット検査は行わないこと

（ただし、ハイリスク患者は簡易キット検査を行う）

発熱、上気道炎の症状、その他の全身症状からインフルエンザと診断してよい

ただし、集団感染（1週間に2人以上の発症者の発生した学校、施設、グループ）が明らかな場合には、発症者のうちの1名（発症後24時間経過した患者）のみに簡易キット検査を施行する

集団感染については保健所へ報告する

4. 軽症者には、タミフル、リレンザの投与は行わないこと

コロナールあるいは麻黄湯、および適当な鎮咳薬、去痰薬を処方する

I. に記載した指導を行う

ただし、ハイリスク患者には、タミフル、リレンザを投与する

なお、タミフル、リレンザを処方する場合は、若年者については自殺企図等のリスクについて十分説明すること

5. 重症者（I-4. に記した症状を有する患者）は入院させる

4病棟の指定ベッドに収容する

ICUは使用しないこと

インフルエンザを発症した透析患者の透析は4病棟の個室または417号室で行う
ベッド管理は、病棟師長と池田医師が行う。ほかの病棟はベッド管理に協力すること

6. 入院患者については、簡易キット検査を必ず施行し、陽陰性を問わず、保健所へ報告する

以上